

転機に立つ社会人法学教育

平林英勝

ビジネス科学研究科教授 企業法学専攻長

減少する応募者

東京キャンパスは夕暮れになると活気づく。それぞれの職場から茗荷谷にある教室に小走りに急ぐ老若男女の姿が見られる。仕事から学問の世界へ。誰もみな真剣だ。

筆者が勤務する社会人大学院（企業法学専攻）も発足以来 15 年を迎えた。とはいえ、定員は充たしているものの、最近、応募者は年々減少し、転機に立っている。減少した原因は十分分析、究明しなければならぬが、社会人法学教育に魅力がなくなったのか、競合する大学院が増えたためなのか、単にPR不足のためなのか、有名教授の退職のためか……。おそらく、それらの複合要因によるのであろう。

社会人法学教育をめぐる環境も、国立大学の法人化、法科大学院の発足などで激変した。教員の大幅な異動もあった。ここで、本学における社会人法学教育の将来を検討してみるよい時期である。そのためには、

社会人法学教育のニーズはどこにあるのか調査が必要であり、それに基づいてカリキュラム、教員の編成等を考えなければならない。他方、われわれの比較優位はどこにあるのか、確認しそれを生かすことも考えなければならない。

専攻会議でも議論を始めたところであるが、とりあえず筆者個人としては次のような選択肢がありうると考えている。

考えられる選択肢

①企業法学の諸領域における基礎的な知識を体系的に供給する

社会人学生といっても多種多様であり、勉学の動機も様々である。企業において法の重要性を知り、勉強しようと心に決めた人も多い。そのためか、法学既習者よりも未修者のほうが多い。

そうであるとする、修士課程においては、民法、商法など伝統的な分野について

法学の基礎をまずきちんと教育することが重要となる。修士論文を作成する前提ともなる。これは本専攻が従来とってきた路線でもある。

②企業が直面する先端的な法的問題の解決を目指す実践的な教育を行う

企業の最前線にいる人や法学既習者にとって、基礎だけでは飽き足りないのも当然である。企業において日々生起する新たな法律問題に対応しうよう先端的な分野に重点を置くことが考えられる。たとえば、M&A(合併・買収)の法務、知的財産権と経営・研究開発戦略、コンプライアンス経営といったテーマである。

そのためには、実務家の参加が不可欠であり、討議を重視して演習形式をとる必要がある。高いレベルの内容が求められるから、博士課程が適当となる。

③税理士、弁護士、弁理士等の有資格者がスキルアップを図れるよう特定分野に重点を置く

本専攻の学生のかかなりの割合を税理士等が占めており、また科目等履修生にも多数の税務関係者が存在する。税法、民事訴訟法等について研修を兼ねた講義やさらに実務における専門性を深める講義が行われている。弁護士でも、知的財産権など特定分野における専門知識を磨くために学んでいる学生もいる。

これを充実させ、有資格者の再教育の場として活用されるようにすることが考えられる。やはり実務家の支援が必要になるであろう。

④経済のグローバル化に対応し、国際的な法分野、比較法も学べる教育を行う

従来から、英米法や国際私法、国際経済・取引法が開講されてきたが、EU法、アジア法や海外法務など新たなニーズに対応するカリキュラムを準備することが考えられる。外国人教員や留学生の受け入れも課題となるかもしれない。しかし、それにはもちろん受け入れ体制を整える必要がある。

⑤企業法学から市民法学へ

企業に関する法だけではなく、憲法、家族法、刑事法、消費者法、環境法など、一般市民の多様な関心に応えられるようにする方向も考えられる。このようなニーズが果たしてどこまであるかといった問題は別にしても、本学社会人教育の理念を改めてとらえなおす必要があるし、教員の再編成が求められるという問題がある。

⑥カリキュラムとは別の比較優位を考える

カリキュラムの魅力ではなく、たとえば修士・博士論文の作成指導で特色を発揮することが考えられる。この点は従来も本専攻は手厚い指導をしてきたところであるが、さらなる工夫をすることが考えられる。また、企業や語学の研修等の特別のサービス

を提供するなど、いろいろなアイデアに基づいて競合する他大学院との差別化を図ることも考えられる。

本専攻の強みは何か

以上、思いつくままに述べたが、もちろんこのほかにも選択肢はありうる。また、選択肢はひとつということではなく、実際にはニーズに応じて重複する選択をすることになるだろう。そして、需要側だけではなく、教育サービスを提供するわれわれ供給側のことも重要である。われわれの比較優位を生かし、アピールしていくことが欠かせない。

筆者は、本専攻の強みは、企業に関する法の主要な領域について一流の専門家をひとつとおり揃えていることにありと自負している。

民法、商法にはそれぞれ3～4名の教員が配置されているし、知的財産権法や税法についても手厚く配置してある。そのほかにも、民事訴訟法、国際私法、労働法、社会保障法、経済法についても常勤の教員が存在する。もちろん不足する部分は非常勤の教員で補われている。

これをみれば、本専攻において企業に関する法についてはほぼ網羅的に学べることがわかる。夜間開講の社会人大学院というと、教員も学部のかげもちとなることが少なく

ないが、本学は本専攻が教員の本務である。そして、本専攻は、法学分野における社会人教育の先駆者であり、過去15年の実績がある。その成果には大きなものがある(*)。とはいえ、過去の遺産に安住することはできない。時代に応じて変化しなければ生き残れないのも事実である。

*たとえば、大学において法学関係の教員となっている本専攻出身者(企業法学(修士)、企業科学企業法コース(博士))は少なくとも現在9名存在している。
(ひらばやし ひでかつ/経済法)